

こども家庭審議会

主管省及び庶務担当部局課 こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

電話番号 (03)6771-8030（代表）

ホームページアドレス

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/>

根拠法令 こども家庭庁設置法第6条第1項

設置年月日 令和5年4月1日

所掌事務

- 1 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 2 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。
- 3 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項
 - ロ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項
 - ハ こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項
 - ニ こどもの権利利益の擁護に関する重要事項

- 4 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。
- 5 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - イ 児童福祉法
 - ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
 - ハ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）
 - ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 - ホ 子ども・子育て支援法
 - ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

分科会等

<分科会>

1. 子ども・子育て支援等分科会

(所掌事務)

- 1 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること
- 2 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び子ども・子育て支援法の規定により審議会の権限に属させられた事項を

処理すること

2. 児童福祉文化分科会

(所掌事務)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 成育医療等分科会

(所掌事務)

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<部 会> 基本政策部会、幼児期までのこどもの育ち部会、こどもの居場所部会、科学技術部会、社会的養育・家庭支援部会、児童虐待防止対策部会、障害児支援部会、こどもの貧困対策・ひとり親支援部会

委員<定数> 30 人以内（こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に関して優れた識見を有する者）

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> ◎秋田 喜代美（学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授）

○有村 大士（日本社会事業大学社会福祉学部教授）

○五十嵐 隆（国立成育医療研究センター理事長）

石原 理（女子栄養大学栄養学部教授）

- 大石 亜希子（千葉大学大学院社会科学研究院教授）
- 大隅 有紗（大学生、あしなが育英会奨学生）
- 大竹 智（立正大学社会福祉学部教授）
- 大豆生田 啓友（玉川大学教育学部教授）
- 小野 善郎（おのクリニック院長）
- 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院教授）
- 倉石 哲也（武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授）
- 櫻井 彩乃（GENCOURAGE 代表）
- 新保 幸男（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）
- 鈴木 みゆき（國學院大學人間開発学部教授）
- 砂上 史子（千葉大学教育学部教授）
- 田中 れいか（一般社団法人たすけあい代表理事）
- 土肥 潤也（特定非営利活動法人わかもののみち代表理事）
- 原田 伊織（大学生）
- 平野 啓子（語り部・かたりすと、大阪芸術大学教授）
- 堀江 敦子（スリール株式会社代表取締役）
- 前田 正子（甲南大学マネジメント創造学部教授）
- 松田 茂樹（中京大学現代社会学部教授）
- 村宮 汐莉（大学生）
- 山縣 然太朗（山梨大学大学院総合研究部教授）
- 山縣 文治（関西大学人間学部教授）

諮問・答申事項等 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等について（R5. 4. 18 諮問、

R5. 12. 1 答申)